

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 18 日

大阪税関長 大内 聡

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
フェデラルエクスプレスジャパン合同会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト	フェデックスエクスプレス グローバルリペア センター 大阪府泉南市泉州空港南9番地1 国際貨物上屋G棟1F	自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 12 年 6 月 30 日
カルビー株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館22階	カルビー株式会社 京都工場 京都府綾部市とよさか町12番地	自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 12 年 6 月 30 日
三星化学工業株式会社 東京都板橋区高島平1丁目49番4号	三星化学工業株式会社 福井工場 福井県福井市白方町45字砂浜割5番地8 石新保町27字北割30番地5	自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 12 年 6 月 30 日